

昭和四十一年法律第五十二号

最高裁判所裁判官退職手当特例法

第一条 この法律は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当に關して、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号。以下「退職手当法」という。）の特例を定めるものとする。

第二条 最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額は、退職手当法第二条の四及び第六条の五の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額とする。

第三条 前条の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、退職手当法第七条第一項の規定にかかわらず、最高裁判所の裁判官としての引き続き在職期間による。

第四条 第二条の退職手当は、退職手当法第十条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十二条第一項、第十三条第一項から第四項まで及び第七項から第九項まで、第十四条第一項（第二号を除く）、第二項及び第六項、第十五条第一項（第二号を除く）及び第二項（退職手当法第六、六条第二項及び第七項において準用する場合を含む）、第十六条第一項並びに第十七条第一項から第四項まで及び第六項の規定の適用については、退職手当法第二条の三第二項に規定する一般の退職手当とみなす。

第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職

員（退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第二十條第一項の規定は、適用しない。

第六条 一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第二十條第一項の規定は、適用しない。

附則（昭和六〇年三月三〇日法律第四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年三月三〇日法律第四号）抄

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年三月三〇日法律第四号）抄

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年二月四日法律第九号）抄

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（平成九年六月四日法律第六号）抄

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年一月七日法律第一一五号）抄

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一七年一月七日法律第一一七号）抄

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一七年一月七日法律第一一七号）抄

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年一月七日法律第一一七号）抄

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年一月七日法律第一一七号）抄

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年一月七日法律第一一七号）抄

前三項の規定により計算して得た額が、施行日の前日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基礎として旧法第二条第一項の規定の例により計算して得た額よりも少ないときは、前三項の規定にかかわらず、当該額をもつてその者に支給すべき退職手当の額とする。

附則（平成二〇年二月二六日法律第九五号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年二月二六日法律第九五号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月一八日法律第二二二号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月一八日法律第二二二号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月一八日法律第二二二号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月一八日法律第二二二号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月一八日法律第二二二号）抄